

諮問（不）第 40 号

答申（不）第 40 号

## 答 申

### 第 1 審査会の結論

長崎県警察本部長（以下「実施機関」という。）が令和 4 年 10 月 18 日付けで審査請求人（以下「請求人」という。）に対して行った保有個人情報部分開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

### 第 2 審査請求に至る経過

#### 1 開示請求の内容

請求人は、令和 4 年 10 月 6 日付けで、長崎県個人情報保護条例（平成 13 年長崎県条例第 38 号。以下「条例」という。）第 12 条第 1 項の規定により、「令和 4 年〇月〇日午後 5 時ころ、〇〇市〇〇町において、私服の〇〇警察署警察官 2 名から私が話しを聞かれたことがわかるもの」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

#### 2 処分の内容

実施機関は、本件開示請求に対し、①声掛け事案等指導警告措置実施（解決）報告書（令和 4 年〇月〇日付け〇〇警察署作成、請求者の保有個人情報に係るもの）（以下「開示文書①」という。）②様式 3 と表記の文書（請求者の保有個人情報に係るもの）（以下「開示文書②」という。）を特定し、

開示文書①の決裁欄に押印された係長以下の警察職員の印影及び「取扱者」欄に記載された係長以下の警察職員の氏名については条例第 14 条第 1 号（開示請求者以外の者の個人情報）に該当し、「被害者（声掛け等を受けた者）」欄及び「事案の概要」欄に記載された内容については条例第 14 条第 1 号（開示請求者以外の者の個人情報）及び条例第 14 条第 5 号（行政運営情報）に該当し、「取扱者」欄に記載された内線電話番号については条例第 14 条第 5 号（行政運営情報）に該当し、「被疑者（行為者）」欄の一部については条例第 45 条第 2 項の適用除外に該当すること

開示文書②の不開示部分については、条例第 14 条第 6 号（公共の安全情報）に該当すること

から不開示情報と判断し、本件処分を行い、請求人に通知した。

#### 3 審査請求の内容

請求人は、令和5年1月19日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、本件処分を不服として長崎県公安委員会（以下「諮問庁」という。）に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

### 第3 請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「開示文書①の「事案の概要」欄に記載された内容（以下「本件情報1」という。）及び開示文書②の不開示部分（以下「本件情報2」という。）の開示を求める。」というものである。

#### 2 審査請求の理由

本件審査請求の理由は、審査請求書及び反論書によるとおおむね次のとおりである。

- (1) 開示文書①に記載の「措置の状況」欄に、“被害者らを撮影する動画等の発見には至らなかった。”とあるが、そもそも請求人は撮影しておらず、「被害者ら」との記述から、請求人は加害事実がないにもかかわらず「加害者」と断定されているわけであり、人権侵害も甚だしい。
- (2) 本件情報2の不開示理由について、「開示しない部分は、捜査において確認した内容が記載されており、開示することにより、将来の捜査に支障を生じ、又は将来の犯行を容易にするおそれがあるため。」とあり、弁明書に「その主体を請求人に限って述べているものではなく」との説明がなされているが、この文章を読んで「その主体を請求人に限って述べているものではなく」と解釈するには相当に無理がある。
- (3) 国民の知る権利や安全・安心のうちに生活する権利の保護という観点から、また、警察組織に対する信頼回復のためにも開示が妥当と考える。

### 第4 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張は、弁明書及び審査会における口頭説明によると、おおむね次のとおりである。

#### 1 本件処分の検討

##### (1) 本件情報1

本件情報1については、関係者からの聴取内容に基づいた被害状況が記載されており、同情報は開示請求者以外の者から警察が聴取した情報（個人情報）であることから、条例第14条第1号に規定された「開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別す

ることはできないが、開示することにより、開示請求者以外の者の権利利益を侵害するおそれがある情報」（開示請求者以外の者の個人情報）に該当すると判断した。同情報は、条例第 14 条第 1 号ただし書の不開示情報から除外する情報には該当しない。

また、秘匿を前提に関係者が警察に対して述べた内容が関係者以外の者に明らかになるおそれが十分に予想され、関係者からの警察に対する信頼を失い、協力が得られなくなることから、条例第 14 条第 5 号に規定された「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」（行政運営情報）に該当すると判断した。

よって、同情報については、条例第 14 条第 1 号及び第 5 号に該当することから、不開示情報とした。

## (2) 本件情報 2

本件情報 2 については、捜査において警察官が確認した内容が記載されていることから、開示することにより、警察の犯罪捜査における着眼点などの情報が明らかとなり、同情報を基に対抗措置を執られるなど、将来の捜査に支障を生じ、又は将来の犯行を容易にするおそれがあることから、条例第 14 条第 6 号に規定された「開示することにより、人の生命、健康、生活又は財産の保護、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当な理由のある情報」（公共の安全情報）に該当すると判断し、不開示情報とした。

## (3) 本件処分の検討結果

以上のことから、本件処分は妥当と判断する。

## 2 審査請求の趣旨及び理由に関する部分に対する意見

審査請求書によれば、請求人は、本件処分にある一部不開示の処分を不服とする理由として

様式 3（※本件情報 2）を開示しない理由として、“将来の犯行を容易にするおそれがあるため”とあるが、これは本人を一方的に犯罪人と決めつけ、それを前提に対処していることが明白である。そうであるなら堂々と開示すればよいためであり、かつ、本人の知る権利を著しく侵害するものと思料されるため。

旨主張している。

この点、前述の「将来の捜査に支障を生じ、又は将来の犯行を容易にするおそれ」とはその主体を請求人に限って述べているのではなく、本件情報 2 が開示

された場合、警察の捜査内容、捜査手法等が一般に知られるところとなり、公共の安全と秩序の維持に資する警察業務の遂行に多大な支障を及ぼす懸念があることを述べているのであり、警察法（昭和 29 年法律第 162 号）第 2 条第 1 項に規定された警察の責務が適正に遂行、達成できなくなるおそれが十分に予想されることを意味するものである。

また、処分庁は本件開示請求に対し、条例の規定や審査基準に基づいて適正に判断しており、警察法第 2 条第 1 項に基づく警察職務の適正な遂行を確保するために必要な範囲内で不開示としているものであり、請求者の知る権利を著しく侵害しているものではない。

なお、請求人の

様式 2（※開示文書①）に記載の「措置の状況」欄に、“被害者らを撮影する動画等の発見には至らなかった。”とあるが、そもそも請求人は撮影していない。

旨の主張については、当該警察官が請求人の携帯電話に保存されたデータを確認した結果、被害者らを撮影した動画等の発見に至らなかった旨の事実を上記のとおり記載しているのであり、「そもそも請求人は撮影していない。」旨の上記主張については本件審査請求とは関係がないものと解する。

## 第 5 審査会の判断

### 1 本件文書について

本件処分において、実施機関が特定した本件文書（開示文書①及び②）は、令和 4 年〇月〇日に〇〇警察署の警察官が請求人を事情聴取した際に作成された文書であることから、請求人に係る実施機関の保有個人情報であると認められる。

### 2 本件不開示情報について

実施機関は、開示文書①及び②について、前述のとおり条例第 14 条第 1 号、第 5 号及び第 6 号並びに条例第 45 条第 2 項に該当するものとして不開示にしている。

以下、請求人が開示を求める本件情報 1 及び 2 について検討する。

### 3 条例第 14 条各号に規定する不開示情報の該当性について

#### (1) 本件情報 1

##### ア 条例第 14 条第 1 号該当性について

条例第 14 条第 1 号は、「開示請求者以外の個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開

示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。) 又は、開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 2 条第 1 項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 4 項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 2 条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」

を不開示情報として規定している。

当審査会において、本件情報 1 を見分したところ、関係者からの聴取内容が記載されており、特定の個人を識別することができないが、開示することにより、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められ、同号ただし書のいずれにも該当しないという実施機関側の説明には首肯できる。

#### イ 条例第 14 条第 5 号該当性について

条例第 14 条第 5 号は、「県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、監査、検査又は取締りに係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ、契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ、調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報として規定している。

前述のとおり、本件情報 1 には関係者からの聴取内容が記載されていることが確認でき、これらの情報は、開示されることにより、秘匿を前提に関係

者が警察に対して述べた内容が関係者以外の者に明らかになるおそれが十分に予想され、関係者からの信頼を失い、協力が得られなくなるなど、今後の警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、同号に規定する「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当するという実施機関側の説明には首肯できる。

ウ 本件情報 1 の不開示情報該当性について

以上のことから、本件情報 1 は条例第 14 条第 1 号及び第 5 号に該当する。

(2) 本件情報 2

ア 条例第 14 条第 6 号該当性について

条例第 14 条第 6 号は、「開示することにより、人の生命、健康、生活又は財産の保護、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当な理由のある情報」を不開示情報として規定している。

当審査会において、本件情報 2 を見分したところ、事情聴取において警察官が確認した内容が記載されており、これらの情報は、開示することにより、警察の犯罪捜査における着眼点などの情報が明らかとなり、同情報を基に対抗措置を執られるなど、将来の捜査に支障を生じ、又は将来の犯行を容易にするおそれがあり、同号に規定する「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当な理由のある情報」に該当するという実施機関側の説明については首肯でき、本件情報 2 は条例第 14 条第 6 号に該当する。

4 請求人のその他の主張について

請求人のその他の主張については、本件処分に関係がないものであり、当審査会はその当否を判断する立場になく、本件処分に対する判断を左右するものではない。

5 結論

以上のことから、審査会は、「第 1 審査会の結論」のとおり判断した。

審 査 会 の 審 査 経 過

年 月 日	審 査 経 過
令和5年5月18日	諮問庁から諮問書を受理
令和5年8月24日	審査会（審査）
令和5年9月21日	審査会（審査）
令和5年10月6日	答申

答申に関与した長崎県個人情報保護審査会委員名簿

氏 名	役 職	備 考
池 内 愛	弁護士	会長職務代理者
浦 川 末 子	学識経験者	
尾 崎 友 哉	長崎大学情報データ科学部教授	
松 崎 な つ め	長崎県立大学副学長	
武 藤 智 浩	弁護士	会 長